

平成 24 年 8 月 22 日

**透析装置等の製造事業者を装った事業者による
「信託受益権」の勧誘に関する注意喚起**

本年 6 月以降、透析装置等の製造事業者を装った事業者による「信託受益権」の勧誘を巡るトラブルに関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

このたび、不当な勧誘行為を行っていたことを確認した事業者は、「株式会社ケアテック」（本社所在地：東京都港区）です。

（注意喚起の要旨）

- 「株式会社ケアテック」（以下「ケアテック」という。）は、透析装置等の製造等が自社の事業内容であるかのような資料を作成し、「信託受益権」の勧誘を行っていますが、ケアテックが消費者に送付したパンフレットで示している事業内容の多くは、他に実在する透析装置等の製造事業者が作成し、ウェブサイト上で公開している事項（文章及び写真）を無断で多数引用したものであり、ケアテックと当該製造事業者との間には、一切関係がないことが判明しました。
- また、同パンフレットにおいて「本社所在地」とされている場所には、ケアテックにかかわる拠点が存在していないことが判明しました。
- さらに、ケアテックが送付した勧誘資料では、ケアテックが勧誘する「信託受益権」について、その裏付けとなる信託される財産に係る記載や配当が可能になる仕組み等その商品の具体的な中身が明示されておらず、消費者にとって十分な情報が提供されているとは言えません。
- ケアテックからこうした勧誘資料が送付されても、決して勧誘に応じないようにしましょう。
- ケアテックと別の事業者を名乗る者が、当該「信託受益権」を「勧誘資料が届いた人しか購入できないので、名前だけ貸してくれ」、「代わりに申し込んでくれれば、買い取った上で手数料を払う」等と持ち掛ける「劇場型」の事例がみられます。耳寄りな話が突然訪れることはありません。このような勧誘には決して応じないようにしましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 (直通)

FAX : 03(3507)9287

透析装置等の製造事業者を装った事業者による 「信託受益権」の勧誘に関する注意喚起

1. トラブルの状況

本年6月以降、透析装置等の製造事業者を装った事業者による「信託受益権」の勧誘を巡るトラブルに関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

2. 具体的な勧誘事例（勧誘資料の詳細は「参考資料」を参照）

事例1

- (1) ケアテックとは別の事業者名（以下「事業者A」という。）を名乗る者から消費者に電話があり、消費者は「ケアテックという会社から書類が届いていないか。ケアテックは、あなたの市に工場を建設する予定で、資金を集めるために勧誘資料を送付している。勧誘資料が届いて、興味がなければ当社に譲ってほしい。」と言われた。
- (2) ケアテックから「Original technologies Caretec.」と題するパンフレット、「信託受益権投資のお知らせ」、「信託受益権購入申込書」及び担当者の名刺（以下「勧誘資料」という。）が一つの封筒に入り消費者宅に送られてきた。

パンフレットには、

・「【ケアテックの求める理想】

その理想は、何よりもお客さま、投資家、お取引先など、私たちに期待を寄せてくださる多くの方々が望むものによって形づくられています。」

・「『事業案内』

ケアテックは透析装置のパイオニアとして、透析医療の発展と共に歩んでまいりました。透析を必要とするすべての方へ快適な治療環境をご提案するため、開発から製造販売、メンテナンスまでを一貫してケアテックグループの中で行っております。」

・「『事業内容』

メディカル事業本部

血液透析装置、ダイアライザー、透析用血液回路セット、人工腎臓透析用剤、人工膀胱（血糖管理装置）などの製造および販売、腹膜透析関連製品の販売」等と記載されていた。

パンフレットと同封されていた「信託受益権投資のお知らせ」には、

- ・『募集要項』
 - 1, 商号 株式会社ケアテック
 - 2, 種類 信託受益権

等と記載されていた。

- (3) その後、消費者に、事業者Aを名乗る者からの電話は特段なかったが、勧誘資料の内容について、ウェブサイトを検索したところ、不審に感じ、他に騙される人が出てはいけないと思い、消費生活センターや警察に情報提供した。

事例2

- (1) ケアテックとは別の事業者名（以下「事業者B」という。）を名乗る者から消費者に電話があり、消費者は「ケアテックという会社から書類が届いていないか。届いたら電話をください。」と言われた。

- (2) ケアテックから勧誘資料が一つの封筒に入り消費者に送られてきた。

パンフレットには、

- ・『【ケアテックの求める理想】

その理想は、何よりもお客さま、投資家、お取引先など、私たちに期待を寄せてくださる多くの方々が望むものによって形づくられています。」

- ・『事業案内』

ケアテックは透析装置のパイオニアとして、透析医療の発展と共に歩んでまいりました。透析を必要とするすべての方へ快適な治療環境をご提案するため、開発から製造販売、メンテナンスまでを一貫してケアテックグループの中で行っております。」

- ・『事業内容』

メディカル事業本部

血液透析装置、ダイアライザー、透析用血液回路セット、人工腎臓透析用剤、人工臍臓（血糖管理装置）などの製造および販売、腹膜透析関連製品の販売」等と記載されていた。

パンフレットと同封されていた「信託受益権投資のお知らせ」には、

- ・『募集要項』

- 1, 商号 株式会社ケアテック
- 2, 種類 信託受益権

等と記載されていた。

- (3) その後、再び、事業者Bを名乗る者から消費者に電話があり、消費者は「信託受益権は勧誘資料が届いている人しか購入できない。ケアテックの信託受益権を買い取るので、名前を貸してほしい。ケアテックに連絡して、残っている信託受益権の口数を確認してほしい。」と言われた。消費者は、ケアテックに信託受益権の残り口数を確認した後、事業者Bに連絡し、口数を伝えると、残数全てを購入することやその日とその翌日に分割して支払うと言われたので、ケアテックにその旨を伝えた。その後、ケアテックからその日の分について振込み確認の電話があった。

(4) 翌日、消費者がケアテックに電話をすると、「今日は、あなたの名前での振込みはないが、事業者Bの名前の振込みはある。この件で、事業者Bとあなたが何か関係があるとすると、あなたの家に家宅調査が入るかもしれない。」と言われたので、驚いて、事業者Bに電話をすると、「自社の名前でケアテックに誤ってお金を振り込んでしまった。」と言われた。その後、消費者がケアテックや事業者Bと電話を繰り返したところ、消費者は、事業者Bがケアテックに誤って振り込んでしまったお金が戻った時に返金してもらうという条件で、事業者Bがその日に振り込む予定であった金銭の一部を、直ちに、ケアテックに振り込むこととなり、その日の午後、消費者はケアテックにお金を振り込んだ。その夜、落ち着いた消費者はおかしいと思い、その翌日、消費生活センターに相談したが、ケアテックに振り込んだお金は、まだ戻っていない。

(参考) 消費者に送付されたパンフレットに記載された法人の概要^(注)は以下のとおり。

| | |
|----------|-------------------------|
| 商号 | 株式会社ケアテック |
| 本社所在地 | 東京都港区虎ノ門1-1-18東京虎ノ門ビル1階 |
| 会社設立の年月日 | 昭和42年3月7日 |
| 資本金の額 | 金85億4,437万9,122円 |
| 代表取締役 | 富永 晋明 |

(注) 上記の情報は、消費者庁が法人登記の記載内容として確認したものでなく、当該内容の正確性が保証されたものではありません(「株式会社ケアテック」という商号で、当該本社所在地を本店とする法人登記の情報は、確認されていません。)。したがって、本社所在地に限らず、当該内容の一部又は全てが架空である可能性があります。

3. これら事例の問題点

- ◎ ケアテックは、透析装置等の製造等が自社の事業内容であるかのようなパンフレットを作成し、「信託受益権」の勧誘を行っています。しかし、ケアテックが消費者に送付したパンフレットで示している事業内容の多くは、他に実在する透析装置等の製造事業者が作成し、ウェブサイト上で公開している事項(文章及び写真)を無断で多数引用したものであり、ケアテックと当該製造事業者との間には、一切関係がないことが判明しました。
- ◎ また、同パンフレットにおいて「本社所在地」とされている場所には、ケアテックにかかわる拠点が存在していないことが判明しました。
- ◎ ケアテックが送付した勧誘資料には、ケアテックが勧誘する「信託受益権」について、その裏付けとなる信託される財産に係る記載や配当が可能になる仕組み等その商品の具体的な中身が明示されておらず、消費者にとって十分な情報が提供されているとは言えません。

4. 消費者へのアドバイス

- ◎ 前記に指摘した問題点を踏まえると、ケアテックが勧誘資料を用いて、消費者に投資を募っている「信託受益権」の内容は、実体がないと強く疑われます。ケアテックから「信託受益権」に関する勧誘資料が送付されても、決して応じないようにしましょう。
- ◎ ケアテックが勧誘する「信託受益権」は、その裏付けとなる信託される財産に係る記載や配当が可能になる仕組みの説明がなく、消費者にとって十分な情報が提供されているとはいえません。取引の対象となっているものが不明確であるものを契約してはいけません。
- ◎ ケアテックと別の事業者を名乗る者が、当該「信託受益権」を「勧誘資料が届いた人しか購入できないので、名前だけ貸してくれ」、「代わりに申し込んでくれれば、買い取った上で手数料を払う」等と持ちかける「劇場型」の事例がみられます。耳寄りな話が突然訪れることはありません。このような勧誘には決して応じないようにしましょう。
- ◎ 不審に思った場合や、断ってもしつこく勧誘される場合等は、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）
電話 0570-064-370
 - 警察（警察相談専用電話）
電話 #9110
- ◎ 最近、本件に限らず、実在する国内外の事業者の事業内容を無断で引用した勧誘資料を作成し、投資を勧誘する事案や高齢者にとって関心の高い医療や介護に関する事業者を装う事案や「温泉付有料老人ホームの利用権」等の医療や介護に関連するかのような内容が不明確な「権利」等を勧誘する事案が見られますので、そのような勧誘を受けた場合には、十分ご注意の上、慎重に対応してください（パンフレットの引用については、ウェブサイトを検索するだけでもある程度の情報が把握できる場合もあります。）。
- ◎ 本件に限らず、消費者が一度、悪質な事業者の勧誘による被害を受けると、その後も「別の事業者」を名乗る者から、別の投資話等の勧誘（過去の被害の回復を装うものを含みます。）があり、これに応じてしまうことで、さらに被害を拡大させてしまう場合があります。こうした事業者の勧誘を鵜呑みにせず、家族、消費生活センター、警察等に相談し、被害を繰り返さないようにする事が大切です。

（以 上）

ケアテックによる勧誘資料の詳細

< 「Original technologies Caretec.」と題するパンフレットの記載概要（抜粋） >

【ケアテックの求める理想】

その理想は、何よりもお客さま、投資家、お取引先など、私たちに期待を寄せてくださる多くの方々が望むものによって形づくられています。

ケアテックは、半世紀以上にわたって独創的な技術・製品の提供を通じ、お客さま、社会、そして時代のニーズにお応えしてまいりました。

これまで培ってきた技術や製品、お客さまとのつながりを大切にしながら、技術と市場との接点を深め、「いのち」と「環境」を守り、育てるという社会的使命を果たすことが〇〇〇^(注)の大きな飛躍につながることを信じています。

温かいご支援、ご指導をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

「事業案内」

ケアテックは透析装置のパイオニアとして、透析医療の発展と共に歩んでまいりました。

透析を必要とするすべての方へ快適な治療環境をご提案するため、開発から製造販売、メンテナンスまでを一貫してケアテックグループの中で行っております。

「会社概要」

商号 株式会社ケアテック

本社所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 東京虎ノ門ビル1階

「事業内容」

メディカル事業本部

血液透析装置、ダイアライザー、透析用血液回路セット、人工腎臓透析用剤、人工膵臓（血糖管理装置）などの製造および販売、腹膜透析関連製品の販売

(注)「〇〇〇」には、実在する透析装置等の製造事業者の名称が記載されている。

< 「信託受益権投資のお知らせ」の記載概要（抜粋） >

募集要項

- | | |
|---------|--------------------|
| 1, 商号 | 株式会社ケアテック |
| 2, 種類 | 信託受益権 |
| 3, 募集単位 | 1口につき 300,000円 |
| 6, 利率 | 年利3%～8% |
| 7, 配当金 | 年に4回（3月・6月・9月・12月） |
| 9, 償還金額 | 額面どおり |

重要事項説明

2. 当社の信託受益権は、期間中の解約は原則お受けできません。万が一何らかの理由での解約が止むを得ない場合は解約金として10%の手数料を元本から差し引き返還させていただきます。
3. 信託受益権の名義変更をする場合は、当社へ御連絡下さい。

<「信託受益権購入申込書」の記載概要（抜粋）>

- ②信託受益権のご購入に関しましては、申込書到着時点での申込順となります。
到着時点での状況を確認し、担当者からご連絡させていただきます。
※残り口数により、御希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。